

令和4年第6回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第3号から第6号）を除く

令和4年第6回教育委員会会議

1 日 時 令和4年3月29日(火)13時30分～15時00分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	丹 尾 結 子
学校施設担当部長	松 原 和 幸
学校教育部長	相 沢 克 明
児童生徒担当部長	長谷川 正 人
教職員担当部長	三戸部 文 彦
教職員課長	烝 野 直 樹
職員健康管理担当係長	嶋 敏 彦
総務課長	井 上 達 雄
庶務係長	松 平 健 次
書 記	村 上 彰 隆

4 傍聴者 4名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

議案第2号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

議案第3号 学校職員に対する懲戒処分について

議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について

議案第5号 学校職員に対する懲戒処分について

議案第6号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第6回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員をお願いいたします。

なお、石井知子委員からは、所用のため会議を欠席される旨、御連絡をいただいております。

本日の議案第3号から第6号は、人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号から第6号は、公開しないことといたします。

【議 事】

◎**議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案**

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。

議案第1号「札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**総務課長** 総務課長の井上でございます。

議案第1号、「札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」御説明いたします。

「札幌市教育委員会行政組織規則」は、教育委員会事務局等の組織及び各課が所管している事務分掌等について定めている規則でございます。

この度、学校教育部の事務分掌について、一部改正が必要となりますことから、本規則改正案を提出するものでございます。

それでは、具体的に御説明いたします。お手元の青いインデックス「現行規則」の7ページを御覧ください。

これまで、公立夜間中学の開校準備を進めるため、教育推進課に夜間中学担当課を設置し、学校教育部教育推進課の事務分掌として第12号にて「公立夜間中学の設置に関すること。」と定めておりましたが、御承知のとおり、令和4年4月1日に公立夜間中学「星友館中学校」を開校することに伴い、その事務が不要となりますことから、当該事務分掌を削除するものでございます。

改めて、改正案の中身につきましては、インデックス「新旧対照表」のページに記載

のとおり、第12号を削除するということが、御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。本案のとおり規則を改正してよろしいか、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今御説明をいただきました、公立夜間中学に関わる部分の事務分掌が削除されるということです。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については、提案どおり決定とさせていただきます。

◎**議案第2号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第2号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**教職員担当部長** 教職員担当部長の三戸部でございます。

議案第2号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」御説明申し上げます。

本件は体罰等に関する指針の改正でございます。

改正の概要につきましては、インデックス上から2番目「改正概要」に記載のとおりでございますが、本日の説明にあたっては、インデックス上から4番目「新旧対照表」を使って説明させていただきます。

こちらの「新旧対照表」については、左側が現行規定、右側が改正案でございます。今回、改正を御提案する部分は、「第2 標準例」の「3 児童生徒に対する非違行為」についてでございます。

まず、左側の現行規定を御覧ください。

現在、「体罰等」として「(1) 児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰」について、標準量定を「免職又は停職」とし、「(2) 上記以外の体罰」について、標準量定を「停職、減給又は戒告」、また、「(3)」では体罰ではない不適切な指導について、「停職、減給又は戒告」と規定しております。

改正の内容でございますが、右側の「改正後」を御覧ください。

大きく2点を改正いたします。

まず、現行で「体罰等」としている部分を改正後は「体罰」と「不適切な指導等」に区分いたします。その上で、現行の「(1)」を改正案「(1) ア」、同様に現行「(2)」を改正案「(1) ウ」とし、新たに(1)に「イ」を加えます。

新設する「イ」の内容についてでございますが、体罰を常習的に行った場合や態様が悪質な場合、また、体罰を行った職員が事実を隠ぺいする行為について、より厳正な処分を行うこととして「免職、停職又は減給」を標準例とするものであります。「態様が悪質な場合」とは、特別な教育的支援を要する児童生徒に体罰を行う場合等を想定しております。

これらの体罰については、国から「免職」も含めてより厳重な処分を行うこと、また、事案に応じた処分の量定を明確にすることが求められており、20 政令市中 13 市が、同様の処分基準を定めていることから、本市においても所要の規定整備が必要と考えたところでございます。

また、改正後「(2) 不適切な指導等」につきましては、「不適切な指導等」と「体罰」と区分して規定し、態様に「言動」を加えることで、体罰ではない、暴言等についても非違行為であることをより一層明確にいたします。

これらの改正によって、学校職員による体罰及び不適切な指導等に対する未然防止に向けた抑止力としての機能強化や自制を促す効果を目的としております。

これまで御説明した内容を反映させたものが、インデックス上から3番目「改正案」でございまして、改正後の指針につきましては、令和4年4月1日以降に発生した非違行為より適用したいと考えております。

本件についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今、事務局から、体罰に関わる部分の懲戒処分の指針の改正について説明がございました。実際に学校現場で現在起きている状況に合わせての改正かと思えますけれども、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○**阿部委員** 御提案の内容については賛成の立場です。確認ということでお聞きしたいのですが、本指針を改正された後に、各学校にはどのような形で通知されるのでしょうか。

○**教職員担当部長** 文書にて、改正内容等について4月1日付けで通知いたします

が、更に管理職研修などにおいても、不祥事防止に係る取組のひとつとして、こういった指針の改正がなされているということをお伝えしていく予定でございます。

○阿部委員 わかりました。規則などが変わったときには、周知徹底が大事ですので、是非その方向でお願いしたいと思います。

○佐藤委員 関連してなのですが、周知していただくときに、言ってみれば「そもそも体罰とはどういった態様を指すのか」ということについての確認ですね。もちろん、この改正内容については私も支持いたしますけれども、それ以前に、学校という場で体罰はあってはならないということを、やはりもう一度確認しつつ周知していく必要があるのではないかと思いますので、そのあたりも是非よろしくお願いたします。

○教職員担当部長 先程も申し上げた、例えば特別な支援が必要な子どもに対する指導の在り方というところでは、「子ども理解」という部分が大変重要かと思えます。

また、教育課程担当課において「人間尊重の教育」を令和4年度から大きな柱として進めていく中で、指導の部分においても、今申し上げた観点を踏まえていくことが大切だということを伝えてまいりたいと思います。

○佐藤委員 はい。是非よろしくお願いたします。

○檜田教育長 ありがとうございます。とても大切な部分ですので、周知の方もしっかりとお願いいたします。

○道尻委員 私としても、昨今の状況から見ますと、体罰や不適切な指導というものがなかなか無くならないというところがございますので、このような形で指針を改正するという必要だと考えます。

○中野委員 私も賛成いたします。

○檜田教育長 ありがとうございます。厳罰化と併せて、先程も申しました周知の部分もよろしくお願いたします。

それでは、議案第2号についても提案どおり決定させていただきます。

議案第3号から第6号については、公開しないことといたしますので、大変恐縮ですが、傍聴の方は退室をお願いいたします。

〔傍聴者退席〕

以下 非公開